

# 第 20 回施設・研修等分科会

## 議 事 録

官民競争入札等監理委員会事務局

## 第 20 回施設・研修等分科会

日 時：平成 20 年 9 月 24 日（水）14：00～16：04

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

### 議事次第

- 1 情報処理技術者試験事業の民間競争入札の実施計画について  
・ (独)情報処理推進機構からのヒアリング
- 2 刑事施設への民間競争入札導入の検討  
・ 法務省からのヒアリング
- 3 一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等導入の検討

小幡主査 それでは、時間になりましたので、第 20 回施設・研修等分科会を開催いたします。

議事の前に委員の追加がございましたので、まだ、こちらに見えてない委員もいらっしゃいますが、とりあえずご紹介だけいたしたいと思います。

副主査には渡辺委員が就任されました。また、専門委員ですが、岡本委員が退任され、新たに荒川委員が今お見えでございます。それから、本庄委員が少し遅れられるということですが、就任されました。各委員におかれましては積極的な審議をよろしく願いたいと存じます。

それでは、議事に入ります。1つ目の議題が「情報処理者技術者試験事業の民間競争入札の実施計画について」です。この事業は昨年改定した基本方針に従いまして、ことし4月より四国と沖縄地区の業務を民間事業者へ委託したところですが、今回その範囲を拡大するとの申し出がありましたので、それに関しましてヒアリングを行いたいと思います。

では説明者の入室をお願いしたいと思います。

(情報処理推進機構関係者 入室)

小幡主査 それでは、情報処理推進機構の林佐利情報処理技術者試験センター副試験センター長様よりご説明をお願いしたいと思います。7～8分程度でよろしく願います。

林副試験センター長 試験センターの林と申します。よろしくお願いいたします。

私どもは経済産業大臣が認定する国家試験であります情報処理技術者試験を実施しております。受験者にとっては、年1回また半年に1回の機会でございます。それまでの勉強の成果を試す大変重要な試験でございます。当然実施上失敗は許されないというのは当然でございますけれども、よりよい良好な試験環境を提供することも我々にとっては非常に重要な仕事かと思っております。

私どもとしましては、試験を安定的に実施していくということが非常に重要だと考えておりました。今般この市場化テストの実施に当たりましては、小さいところから段階的に拡大して、我々自身も事業者へ業務を委託するという経験とノウハウを身につけながら、そういった形で確実に試験業務を実施・遂行していくということが非常に重要と考えておりました。昨年この監理委員会でも検討いただきまして、四国・沖縄支部につきましてはご理解を得て、官民競争入札を実施したところでございます。

我々としてはこの方針のもと、今回中国支部が担当しております広島試験地を対象に市場化テストを行うということで考えております。

事業規模では、昨年実施しました四国・沖縄支部を足してもそれ以上中国支部というのは大きさ的にはありますし、また会場も中国支部ですと複数会場を確保するとか、そういった意味での難易度も増していることから今般中国支部を対象とすることが適切ではないかと我々としては判断してご検討をお願いすることにしております。

それから、対象業務につきましては、前回の四国・沖縄支部と同様に、支部の中核業務

であります試験会場の確保、会場責任者・監督員の確保及びその割付け、あと試験運營業務、この3つをお願いしようかということで考えております。

それから、スケジュール的な話でございますけれども、来年秋の試験、21年10月の試験でございますが、この試験から落札事業者の方に実施してもらおうということで考えておまして、そのためには来年早々にでも入札公告を実施して、3月から4月ぐらいには落札事業者を決めたいというスケジュール感覚で考えておまして、したがって、きょうこの分科会において説明にあがったという次第でございます。

それから、落札事業者への業務の移行の見通しが立てば、中国支部については21年度中に廃止する方向で考えております。

契約期間なのですが、試験実施の業務は経験すればするほど次回に活かせる業務でもありますので、試験の安定実施の観点からも一回限りということではなく複数回実施していただくことが安定実施の上でも必要と考えておまして、ここでは3年程度が適切ではないかと判断しまして、3年ほどの契約で進めたいということで考えております。

今後、ほかの支部の市場化テストにつきましては、当機構の第2期中期計画でもお約束しているのですが、これは24年度まででございますが、残りの支部についても、私どもがその経験を積んでいく中で各地の地域の状況も見据えた上で、24年度までには順次市場化テストを実施していこうということで考えております。

簡単ではございますけど、説明としては以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。ただいまのご説明に関しましてご意見、ご質問がございましたらご自由に専門委員のほうからお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私からまず1点お伺いしたいのですが、小さいところから徐々にというようなお話で、四国・沖縄をなさっているのですが、普通このような民間競争入札というのはたくさん事業者が出てきそうな割と大きなところでやるというのも多いのですが、こちらでは小さなところからおやりになるということでございますが、19年度この2つの、四国・沖縄地区については順調にいったということでしょうか。その点をお伺いしたいのですが。

鈴木実施グループ調査役 業務のほうにつきましては、今年度(20年度)の春期試験が初めてだったのですが、問題漏洩とか、そういう問題に関しましては特段大きな問題はなく実施はされました。当然会場ですがいろんな受験者の方いますので、小さなことがあると思いますが、特に大きなクレームになるとか、そういうものはございませんでした。

小幡主査 業務は順調だったということですね。民間の入札のほうもたくさん来られたのですか。

鈴木実施グループ調査役 まず四国は入札のほうには2社応札がございまして、あと沖縄は3社ですね。

小幡主査 あとはいかがでしょうか。

渡辺副主査 今、それぞれ2社と3社が入札に応じたところがあったという話なのですが、それは業種としてはどういう業種のところが来たといいましょうか、例えばこういう

業種の人たちが固まって来るとということが予想されれば、多分次にある中国でも何社ぐらいいいて、どの程度の競争になるのかというのがある程度見当がつかれておられるのかなと思うのですが、そういう観点からいかがでしょうか。

鈴木実施グループ調査役 四国と沖縄2社と3社のうち重複しているところがございまして、重複している1社は試験実施請負業というのでしょうか、そのような業態の会社であり、他の国家試験も請け負っている実績があり、割と信頼できるところかなと思います。重複しているあともう一社さんは運送業の会社です。こちらのほうも、社員がたくさんおり、色々な試験問題等も輸送されていることから試験業務にも関心を持たれて応札されたのだと思います。あと一社は沖縄を落札した商工会議所ということになります。

私どもがヒアリングしたところでは、試験実施請負業の会社はある程度、規模の大きいところから小さいところまでぱらぱらとあるのですが、高松を落札されたところは、トップのほうなんですけど、規模的には、例えば大学入試を請け負うとか、国家試験もいろいろあると思うのですが、私ども1回の試験に大体28万人ぐらいの応募者がいらっしゃいますので、それをすべて賄うというのは、今の聞いているところではなかなか難しいというような感じのところもございまして。できる限り分割して徐々に大きなところを経験していただいて、そういう業者さんも大きくなっていただいて、私どもが安心して任せていけるようになればありがたいなとは思っているのですが。

小幡主査 わかりました。そういう観点からむしろ小さなところからやっていってというようにございましてか。ほかには何かございましてか。

内山専門委員 今回、中国支部で行うということで、次にその他の地方支部についても検討していくということなんですけど、費用対効果分析を行って必要性を検討した上で決めていくと、これは以前の基本方針の別表の文言そのまま整理された文言だと思うのですが、費用対効果分析について、これは中国支部のような規模の小さなところでも十分に費用対効果が見込めると、それはそういった計算というか、分析はしっかりされたということでしょうか。

林副試験センター長 そうですね。我々として中国・沖縄支部で年間どのくらい事業費としてかかっているかとか、そういうのはすべて計算して、それをもとに公募をかけております。その範囲内で当然応札をしていただいていますので、そういう意味では安く実施できているということではあります。

小幡主査 あとはよろしいですか。どうぞ。

荒川専門委員 今やられている四国・沖縄で、実際にかかわっておられた職員の方は何名ぐらいいらっしゃったのでしょうか。委託される前にということですね。

鈴木実施グループ調査役 四国のほうは2名おりました。沖縄のほうは支部業務を那覇商工会議所に委託しておりました。簡単にいうと看板なのですが、そういう形でお願いしていましたので、常勤の職員は特におりませんでした。

荒川専門委員 それはこの外部委託に当たって異動されたということございましてか。

鈴木実施グループ調査役 四国の場合は1名が定年がきましたのでやめまして、もう一人は、今、東京のほうに異動しております。

荒川専門委員 今回、対象となっている中国支部のところは2～3名の方がおられるということでしょうか。

鈴木実施グループ調査役 職員が1名と派遣職員が1名の2名です。

小幡主査 今のお話ですが、そういうふうにやっていって、見きわめながら支部についての事業を廃止していくということになりますか。

林副試験センター長 支部そのものについては廃止していく方向で考えています。

小幡主査 わかりました。特にあと……。

渡辺副主査 1点だけ。

小幡主査 渡辺委員。

渡辺副主査 済みません、1点だけ確認させていただきたいのは、四国・沖縄とやられて、今度中国ということであまり地域特性のようなものは考えなくてもいい業務で、例えば今後いろいろ実際にやられる際に、要項づくりとかだんだん移っていかれるときに、前の2つを参考にして、中国ではこういうふうにとできるとか、できないとか、そういうベースになるような比較の例が、今まで既にやられたこの2つである程度可能なかどうかという点だけちょっと教えていただきたい。

鈴木実施グループ調査役 地域特性ではなく規模的な面が大きな要素になりますので、実施要項の面からいきましては、広島の方は可能だと思って、こちらのほうを出しております。

小幡主査 24年度までにすべて移行されるというようなご予定のようでございますので、順調に移行していただければと思いますが、2つすでにやっておられて、今回1つ追加ということですが、なぜ1つなのか。もう少し個所が出てきてもという感じが若干ございます。業者にも慣れていただいていることのごようでございますので、できるだけ24年より前倒し的にこれからも市場化の個所を増やしてやっていただければと存じます。

それでは、この内容について、特に異存がないようでしたら、この計画案について了承ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小幡主査 それでは、分科会として了承といたしまして、公共サービス改革基本方針の改定と実施要項の準備を進めていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(情報処理技術者試験センター関係者 退室)

小幡主査 2番目の議題に移りますが、委員のほうが揃いましたので、先ほど紹介をしていたのですけれども、改めて初めて揃いましたので自己紹介いただければと思います。

私が主査をしております小幡でございます。副主査の渡辺委員のほうから。

渡辺副主査 渡辺でございます。ほかに監理小委員会のほうも担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

小幡主査 片山委員、本日は特に出席いただいて、ちょっと一言。

片山委員 片山です。この分科会は初めてです。よろしくお願いいたします。

小幡主査 それでは、専門委員なのですが、まずもともといらっしゃる内山委員。

内山委員 内山でございます。

小幡主査 それでは、岡本委員の退任の後、就任されました荒川委員。

荒川委員 荒川でございます。よろしくお願いいたします。

小幡主査 それでは、初めてご参加の本庄委員。

本庄専門委員 本庄でございます。刑事法をやっています、この分野は門外漢であるのですけれども、刑事施設の問題を扱うということで加わらせていただきました。よろしくお願いいたします。

小幡主査 よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の2番目の議題になりますが、「刑事施設への民間競争入札導入の検討」に移りたいと思います。

(法務省矯正局関係者 入室)

小幡主査 この議題は、落合委員長のお考えを受けまして、当分科会で取扱うことになっております。まずは、これまでの経緯や考えられる論点について事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 概要をご説明いたします。

刑事施設の関係でございます。刑事施設、つまり刑務所、少年刑務所、拘置所ということでございますが、この業務につきましては、現在法務省において、構造改革特別区域法の特例を用いてPFI事業ということで、4つの刑務所で、公権力の行使に関する業務を含めて民間委託を実施している、又はこれから実施する予定が決まっている、という状況でございます。この特区法の特例措置について、今年度、既存の刑事施設への広げることが可能かどうかということについて、構造改革特別区域推進本部で検討することとされています。

この関係で法務省の方で有識者らによる研究会を立ち上げて検討し、現在までのPFI事業の実施状況としては特段の支障は生じていない、また、一定の効果も上がっていることから、法務省としてはこれらの特例について既存の施設に広げていきたいということで、その方策として公共サービス改革法の枠組みを活用できないかということで事務局の方に打診がされていたという状況でした。

この件につきましては、落合委員長をはじめ委員の先生方にご相談させていただいたところ、公共サービス改革法の対象として刑務所業務を検討していくということについては基本的にはいい方向ではないか。前向きに取り組んでいくべきではないかということでございまして、今回この分科会でご検討いただく次第になったこととさせていただきます。

なお、落合委員長から、検討に当たって2点ほどコメントがございました。1つは、現在のPFI事業の実施状況、ここが仮に市場化テストの対象にするに当たっては、有益な情報であるので、この情報は的確に把握して検討していただきたいということ。もう一点は、刑務所業務ということでセンシティブな部分もあり、国民の安全・安心というものに対する配慮も必要でありますので、どういった業務を対象にするかについても慎重に検討していただきたいというご指摘がございました。

このような観点を踏まえまして、委員の先生方にはご検討いただければと考えております。

今後のスケジュールの関係でございますが、仮に刑務所における業務を対象にするということになりました場合は特例措置のための法改正が必要になってきます。仮に対象とすることになった場合、次の通常国会で法案の提出が想定される1つではあるのですが、そういったことを踏まえまして、この年末の基本方針の改定というところも見据えた上でご議論、ご検討を進めていただければと考えております。

本日ですが、法務省にお越しいただいております。ヒアリングということで、お手元の資料2-1と、あとは2-2というものがございます。まず現在のPFI事業についての概要、あとはこれについての法務省における研究会の検討結果について概要をご説明いただいた後、資料2-2というものがございます。これは事務局の方で、このようなところが論点として考えられるのではないかというものを書き出したものですが、これにつきましても、この論点に沿いまして法務省にご説明いただいた後、質疑応答ということでさせていただきます。

事務局の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

小幡主査 それでは、ここの分科会は、施設等ということで、刑事施設も含んで、これから議論するということになります。スケジュール的にはそれほど長くはかけられないのですが、精力的にやっていきたいと思っております。

本日は、法務省の西田官房参事官にお越しいただいておりますので、刑事施設への民間競争の導入に関しまして、時間は40分程度でまずご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

西田官房参事官 法務省で矯正局を担当しております官房参事官の西田と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど事務局からご説明いただきましたのですが、現在、構造改革特区制度を用いまして、刑務所業務の民間委託を進めておりまして、これを全国展開する方策として公共サービス改革法の仕組みを活用させていただけないかと考えておりまして現在までの法務省における検討状況を報告させていただき、ご審議をお願いしたいと思います。

それでは資料に基づきまして説明させていただきます。まずお手元に3枚のポンチ絵を用意させていただきましたが、これから説明させていただきます。

まず現在の我が国の刑事施設の状況について簡単に申し上げますと、全国に刑務所、少

年刑務所、拘置所を合わせ、刑事施設は76施設ございます。本年8月末現在で受刑者と被収容者総勢7万8,500人程度収容しております。ここ5～6年で実は1万5,000人ぐらいが急に増えてきたというようなことがございまして、収容人員が定員を上回るいわゆる過剰収容という状態が続いており、法務省では施設の増改築等によって収容能力の増強に努めてまいったところでございます。

この過剰収容対策の一環として刑事施設の整備や運営にPFI手法を活用してきたわけでございます。この1枚目に4つの事業を書いておりますが、このうち、島根あさひ社会復帰促進センター、これは島根県浜田市に現在整備しておりますが、これを除きまして、山口県美祢市の美祢社会復帰促進センター、栃木県さくら市の喜連川社会復帰促進センター、それから兵庫県加古川市の播磨社会復帰促進センター、これらは既に運営を開始しております、全収容施設の約7%、6,000人の受刑者を収容する施設がこの官民協働で運営されることとなります。

そして、これらの事業では、業務を大幅に民間委託するために構造改革特区制度を活用させていただきました。資料2「刑務所PFI特区の概要」をごらんください。下半分の右側に刑事施設における様々な業務を図に示しております。被収容者に対しまして実力行使や処分等を行う権力的な業務、これが緑色の部分でございますが、それから給食、洗濯、清掃といった非権力的な業務、これはオレンジ色の部分でございますが、こんな風に幅広い業務を行っております。

刑事施設の運営に関する基本法であります刑事収容施設法では、刑事施設における業務はすべて刑事施設の長又は職員により処理されることが前提となっております。非権力的な業務、オレンジ色の部分を除きまして、公権力の行使にかかわる大部分の業務は民間委託できないということにされております。もっとも被収容者の身体、財産を直接侵害する実力行使、被収容者に対して直接に義務を課し又は権利を制限する処分等を伴う権力的な事務、緑色の部分は、これは刑事施設の長又は職員以外の者が処理することはできないと考えておりますが、例えば青色の部分ですが、その準備行為又は執行として行われる事実行為にあっては、法律によるコントロールを及ぼすことによって委託することは可能と考えられております。

そこで構造改革特区法では、刑事収容施設法等の特例として、こういった業務を委託できるという根拠規定を置くとともに、守秘業務でありますとか、みなし公務員規定、監督規定など業務の適正かつ円滑な実施を確保するための措置を講じることで、多くは民間委託が可能となったものでございます。

用いました構造改革特区制度におきましては、特段の問題が生じていないと判断されたものについては速やかに全国展開することが原則とされておまして、評価に当たっては、規制所管官庁の長は規制の特例措置の適用状況について調査し報告することとされております。

刑務所業務の民間委託に関する規制の特例措置につきましては、本年度構造改革特別区

域推進本部による評価を受けることとなっておりますことから、法務省では本年2月から有識者による委員会を立ち上げまして、約半年間かけてPFI刑務所運用状況の検証と全国展開することとなった場合の方策について検討を行ってまいりました。

用意させていただきました「刑事施設における業務の委託の在り方について」と、この報告書がその検討の結果でございます。

次にこの報告書の概要につきまして、3枚目のこのポンチ絵で説明させていただきたいと思っております。この研究会におきましては、モニタリング結果、受刑者に対するアンケート、国民の意識調査の主にこの3点の結果をもって規制の特例措置の適用状況を検証いたしました。

まず1点目、モニタリングでございますが、既に運営を開始しております3つのPFI事業における平成19年度のモニタリング結果を見ますと、事務的なミスは散見されましたけれども、受刑者の逃走、暴行、自殺といった施設の運営に支障を生じるような重大な事案は一切発生しておりません。おおむね適切に業務が実施されたとの評価がなされております。

2点目の受刑者アンケートの結果でございます。本年5月に第1号事案であります美祿社会復帰促進センターに収容中の全受刑者592名に対しまして、所内生活に関する満足度調査としてアンケート調査を実施いたしました。この結果と全国の出所受刑者に対するアンケート調査の結果と比較いたしました。簡単に申し上げますと、民間事業者が参入することに対する受刑者の不満というものは特に見受けられませんでした。

それから、3点目でございます。国民の意識調査の結果ですが、これも本年4月に調査会社に委託しまして刑務所業務に民間事業者が参入することの是非、その理由等についてインターネットを利用したアンケート調査を実施いたしました。これは報告書の後ろに付いておりますが、現在の民間委託の方策が国民の意識から特に乖離しているものではないというような評価をいただいております。

以上、3点の結果をもちまして、この研究会では規制の特例措置の適用について、特に弊害は認められないという結論に至っております。

次に全国展開の可能性について説明をさせていただきます。

先ほど事務局から話がございましたが、刑罰の執行にかかわるといふ業務の特殊性がございますので、慎重な扱いが当然必要でございます。具体的には必要性があつて、かつ有効性がある場合に限りまして、そして順次適用を広げていくと、こういった方策とすべきと考えております。先ほど申し上げましたとおり、刑事施設の収容増が続いておりまして、その影響による職員の勤務負担が著しく増加しております。これは我々にとって非常に重大な問題でございます。職員負担率、これはどういうものと申しますと、分母に職員定員の数を置きまして、分子に収容者数を置いてあります。すなわち職員1名当たりで受け持つことになる被収容者数ということでこれを示させてもらっておりますが、ここ数年増加が続いておりまして、国際的に見ても著しく高い数値であるということがございます。

したがいまして、民間委託の手法も活用しつつ要員を確保することが何よりも喫緊の課題となっております。

また最近、安全・安心な社会の実現のためというようなことがございまして、出所者等による再犯の防止が各方面から現在強く求められております。そのためには我々官の持つ経験だけでなく、それとともに教育プログラムや職業訓練など民間の創意工夫を取り入れていくことも必要であろうと考えております。

このように刑事施設においては、民間の人的資源を活用する意味が深いわけですが、新設したPFI刑務所以外の既存の刑事施設においても業務を民間委託する有効性があるかといったことも大事な検証でございますので、東京管内で犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する既存の刑務所を対象に民間企業に委託して実地調査をいたしました。

その結果、警備につきましては、刑務官が担うべきと考えられる業務を除きまして、ある程度まで拡大できるであろうということ。さらに機械警備化を進めることで刑務官の負担軽減に相当程度寄与できるのではないかといい結果でございました。

また、教育・職業訓練につきましては、研究機関や非営利団体など外部の協力者をうまくコーディネートしながら多様で質の高いものを提供し、柔軟に見直しをすることで既存の刑事施設においても有効に展開できるのではないかといいものでございました。

このように収容対象を勘案するといったことが必要でありますけれども、民間委託によりまして、刑務官の負担が軽減され、中核業務である処遇に専念できることと相まって受刑者処遇の質の向上が期待できると、こういったことから構造改革特別区域に限定する必要はなく、全国に所在する刑事施設においても規制の特例措置を適用する有効性があるという結論に至っております。

その上で公共サービス改革法の仕組みを活用させていただくことにつきましては、公共サービスを委託するためのプロトタイプとなるような非常に画期的な法律であること。それから、契約によりつつ公共サービスという業務の性質を反映させた公法的規律、守秘義務やみなし公務員規定、監督規定などですが、こういったものが定められ安定的なサービスの提供を確保する方策は整えられているということ。

こういったことから、刑務所業務を民間委託するための活用する方策として適当であるという提言をいただきました。当省といたしましても、この仕組みを活用することがふさわしいのではないかと考えております。

最後に、これまで使わせていただきました構造改革特区制度のことについて触れておきたいと思います。

この関係では、来月上旬にこの報告書と法務省の調査結果として評価・調査委員会に報告しご審議を受けることになっております。

吉野専門官 引き続きまして「刑事施設の民間競争入札導入に関する主な論点」という補足資料Aというメモにつきまして、若干補足しながら説明させていただきます。

まず1点目の特区制度を利用したPFI刑務所における民間委託のこれまでの実績、実施状況という点でございますが、この点につきまして、次の5点ほどの内容を書かせていただいております。

1つは、効率的・効果的な公共サービスの提供としてどのような成果が上がっているか。また、適正かつ確実なサービスの提供としてどのような実績が上げられたかどうか。また、それらを確保するための契約上の仕組みとしてどのようなものが入り入れられているか。官民協働の運用を行う上でパートナーシップの構築というものがもちろん重要となってまいりますが、そのための官民の明確な役割分担、どのような分担を行っているか。そして、関係法令との調整としてどのような配慮をしているかというところをメモとして書かせていただいております。

PFI事業における効果でございますが、いずれの事業でも創意工夫を取り入れた運営を行っておりまして、1つ、美祢の例で申し上げますと、警備に関しましては、電子タグを活用した受刑者の位置情報把握システムであったり、遠隔操作できるような電子錠、カメラや赤外線センサー、振動センサー、それから薬物の検知器といったような最新の警備システムを導入して効率的・効果的な運営というものが実施できております。

この10月、4つ目になります島根あさひ社会復帰促進センターが開庁いたしますが、ここではアメリカの連邦航空局で開発しましたセーフビューと言われるものですが、X線に代わりまして、波長の長いマイクロ波を使った金属探知機で検知できないような、たばことか、そういったものを衣服の上から検知するものですが、そういう警備機器も採り入れておりまして、効率的な警備を実施しようと考えております。

また、教育・職業訓練につきまして、美祢の事例で申し上げますと、全受刑者に対して収容に絶対的に不可欠になってきますような基礎的なパソコン技術、ワードやエクセルの操作でございますが、これを全部習得させる訓練を全受刑者に行わせております。そのほかキャリアガイダンスというものも実施しておりますし、また、選択としての訓練としては、例えば医療事務の資格や、ホームヘルパーの資格を取得させるといった労働需要を見据えた職業訓練というものを実施しております。

矯正教育では、海外、例えばカナダでは認知行動療法を取り入れた心理プログラムというものが行われており、これを受刑者の教育向けにアレンジしたものを、これは大学と企業が共同して開発したのですが、そういうものを実施しております。そのような意味で再犯防止に資する取組というものも行われております。

これらの事業を実施するに当たってのコストの面でどういう効果があったということでございますが、美祢の事例では施設整備費含めて、事業期間で48億円、約8.5%の節減がございました。島根あさひでは104億円、10%のコストの削減というものが実施できることになっております。

PFIの実績ですが、本年の8月末現在で運営開始後、早いところで1年半、喜連川、播磨では約1年たっておりますが、3施設で8月末現在で3,229名、収容率81%です。そ

のような現状においても、逃走、暴行、自殺といったような、そういう重大な保安事故、個人情報への漏洩といった施設運営に支障を生じるような事態は一切発生しておりません、おおむね適正な運営がなされているのではないかと考えております。

次に契約上の仕組みでございますが、PFI事業全体にそうですが、要求水準として業務の適正な遂行を確保するための基準を定めまして、これが満たされないときに何らかのペナルティーが発生するという仕組みがとられております。違約金の付加、罰則等の事業費の減額というものを刑務所PFI事業では取り入れております。

そこに書いております表をごらんいただきますと、例えば給食で申し上げますと、大量調理施設衛生管理マニュアル、HACCPと呼ばれているものですが、この衛生管理は、通常の給食施設が従っているものでございます。これに従いますと食中毒というのはおよそ発生しないわけですが、万一発生してしまった場合、しかもそれが事業者の責めに帰すべき事情があった場合には罰則点、この場合、10ポイントでございますが、計上されることになっております。これが四半期で100ポイントまで累積した場合には四半期事業費の1%。美祿の例で申しますと、四半期の事業費7億円ですから、その1%の700万円が事業費から減額されることとなります。

警備の事例を次で申し上げますと、施設に立ち入る人、これは面会者であったり、受刑者もそうですが、すべて危険物、禁制品、これは携帯電話だったり、たばこであったりですが、こういうものすべて持ち込まれないような画一的な検査を民間のほうで実施することになっております。これに違反して持ち込まれてしましまして、もし受刑者が、例えば覚醒剤などが持ち込まれて取得してしまったような場合には、そのこと自体をもって、特にこれはポイント制ではありませんが、違約金として年間事業費の1%、美祿の場合ですと、29億円の1%、約3,000万円が事業費から減額されることになっております。

こういった違約金への資金充当の方策として一般にPFI事業では、民間事業者の提案で、例えば帰責のある企業が負担するという方法だったり、利益を配当に回さず違約金対応目的で積み立てておく方法であったり、また資本金劣後ローンによって違約金準備金を用意しておく方法。また劣後ローン融資枠の設定をしておく方法、これは違約金が発生したときには必ず劣後ローンとして資金が拠出できるような約束をする方法ですが、こういうものを用意しております。その組み合わせというものもございます。

刑務所の事業の契約でございますが、一定期間ペナルティーが発生しなかった場合には、先ほどの10ポイントというものが9ポイントになり、8ポイントになるという形で期間に応じて軽減していくような仕組みを入れております。これは反対に申し上げますと、事業者としては継続した運営を、しかも適切な運営をしていけば、先ほど申し上げたような負担が減っていくという意味で、場合によっては利益が残ってくるといったような事業継続に当たっての一定のインセンティブをもたらすような契約上の仕組みではないかと考えております。

昨年度、3事業のモニタリング結果、この減額措置を講じられた事例はございません。

おおむねそういう意味での民間の業務を適切に実施されていると評価できるかと考えております。

次に官民のパートナーシップでございます。法制上、先ほどご説明させていただきましたとおり、身体・財産を直接侵害する実力行使や権利義務を課したりするような処分というのは民間には委託できないことになっております。その代わり、準備行為であったり、執行として行われる事実行為は委託できるものがあるということで、これは構造改革特区法の中に刑事収容施設法の特例として列挙されております。

そういう意味で民間事業者の権限行使には法制的な制約がございますが、民間の職員が施設の警備の点といたしますと、施設警備であったり、収容監視でございますが、それを実施している際に、仮に保安事故が発生してしまった場合、民間事業者がまず行う業務というのは、国の職員に直ちに連絡することというのが要求水準で書かれております。すべての職員がP H Sを携帯しておりまして、それで中央監視室に連絡いたしますと、同時に処遇本部の国の幹部職員にも伝わりまして、その近辺にいます刑務官にも指示が伝わるような仕組みが採り入れられております。そしてその保安事故に対して手錠を使ったり制圧したりといったような実力行使は刑務官が実施いたします。ただ、その対応をしている間の採証行為といったような周辺的な業務、これはカメラで記録したりでございますが、そういったところは民間の警備員が行うことになっております。そういう役割分担の下で緊密な連携で非常事態に迅速な対応ができるような官民の合同訓練というものを実施いたしております。

関係法令での調整でございますが、ここでは警備業法と労働者派遣法との関係を整理したものを書かせていただきました。警備につきましては、庁舎管理権に基づく警備、これは一般の契約で委託できるものですが、正門警備や構外巡警といった警備業法で常駐警備に当たるものもそこに含まれておりますので、刑務所業務の警備関係の委託に当たっては全体として警備業法の認定を取得する運用を行っております。そして警備職員・警備員に限定しておりますが、そのうちの8割は1年以上の経験があるものとするような要求水準を定めております。

実は海外、英国の刑務所P F I事業では職員の離職率が増えていることがサービスの低下という問題点がございました。そこへの対応という意味で、8割以上が1年以上の経験ということだと、毎年2割以上の職員が入れ替わることはないということで質の維持を可能にする方策としても規定しているものでございます。

そして次に労働者派遣法の関係でございますが、P F I事業も委託契約に基づくものでございまして、そういう意味で、労働者派遣事業ではございません。業務担当者に仮に受託者側の国の職員から直接の指揮命令を行ってしまいました場合には労働者派遣法令に違反するということになってまいります。残念ながら既存の刑事施設での業務委託については、都道府県労働局から是正指導を受けた事例もございます。しかしながらこの刑務所のP F I事業の実施の中では、業務ごとに必ず業務責任者を配置させることは要求水準で定

めておりますし、意思決定の仕方、室内の席の配置の仕方にも工夫を行っておりまして、毎日マネージャーとカウンターパートの国の幹部職員がミーティングをするということで意思疎通を図っておりまして、派遣法令違反の事態が生じないような運用を行っております。

次、2番目の刑事施設での民間競争入札の際の目的・理由でございます。これは先ほど説明させていただきましたところと重複いたしますが、全庁化は適当でなくて、順次検証しながら広げる方策で、安定的な運用という意味で、公共サービス改革法の活用が適切ではないかと考えておる次第でございます。

3点目でございます。刑事施設の所在する自治体、企業等々の関係でございますが、PFI事業は官民協働の運営と併せまして地域との共生というものも1つの目指す目標でございます。地域雇用の創出、食材、物資の地産地消というものに努めてきております。美祢の事例で申しますと、非常勤・パートも合せますと400名近い民間の職員がおります。そのうちの警備担当職員の90%は美祢市周辺から採用されております。また、美祢市の試算では、市内での消費がこの事業で年間1億数千万円程度見込まれるということで、地域経済の活性化にも一定の効果もたらされているのではないかと考えております。

しかしながら、過剰収容下における要員確保としまして、既存の施設でも実施できる方策ということで、特区の全国展開ということは今考えておるところですが、しかしながら、全国の施設で実施するに際してリスクという観点、民間に警備を任せるという観点からの配慮は必要と考えておりまして、現在の特区法では法務大臣告示で、関係機関や関係団体からの理解と協力が得られ緊密な連携が確保されるという地域との共生の配慮が定められておりますが、規制の特例措置これは全国の刑事施設で実施する場合でも運用に当たっては引き続き必要ではないかと考えております。

4点目でございますが、民間競争入札の規模、対象施設でございますが、実は現在既存の刑事施設におきましても、業務委託としまして、1,336ポスト、平成19年度予算で約43億円の業務の民間委託が行われております。ただ、この中では公権力の行使に係る業務は対象とはされておられません。一般的に刑務官は複数の業務を兼務しておりますので、どうしても非権力的業務だけで民間委託を実施しても、官と民の業務で高い効率性が必ずしも得られているわけではないという実例もございます。そういう意味で、公権力の行使にかかわる業務も対象としていく事業ができますと、より効率的・効果的な民間委託も実施できるのではないかと考えている次第でございます。

5点目でございますが、事業の範囲、実施期間等でございますが、現在の特区法では公権力行使のうち民間に委託できる権力性の弱いものにつきましてほぼすべて列挙されていると考えておりまして、業務の範囲を広げるうちはなかなか難しいのではないかと考えております。しかしながら現在では特定の施設で様々な複数の業務を委託できる仕組みとしておりますが、それを業務の性質に照らして対象となる施設を定めていくような施設横断的に業務を一貫した民間委託という仕組みを考えていきますと、さらに受刑者処遇の質を向上させる方法もあるのではないかと、そういった見直しも必要ではないかという研究会で

のご指摘を受け検討しているところでございます。

事業期間でございますが、サービスの質の維持という観点からの検討も必要でございます。単年度はなかなか適当ではないのではないかと。内容が市場の実態と乖離しないような見直しできる期間である必要もあろうかと思ひまして、ニュージーランドやカナダの刑務所事業というのは5年で見直しを行いました。イギリスでも運営の委託で8年で行っているのもございまして、そういう観点。また指定管理者制度の指定期間が3～5年というのが大半であるという点から、5年から7年程度といったような事業期間が適当でないかと考えております。

次に民間参入の見込みでございますが、刑務所PFI事業、これまで実施した中で、多くの企業の方に興味を持っていただいて参加していただきました。人材派遣会社、給食会社、商社、警備会社、出版関連会社などの参画がございまして、そういった意味では、民間競争入札があった場合に、多くの事業者の参加が見込まれ、民間の創意工夫を発揮できるのではないかと考えております。

今後のスケジュールでございますが、ご審議いただきまして、基本方針への追加、そして公共サービス改革法への位置付けができたとしまして、早くて22年の春には事業契約の締結、その後、約半年後には事業開始ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。それでは、いろいろ盛りだくさんでございますが、ただいまの説明に関しまして、どこというふうに区切りませんので、ご自由にご意見、ご質問を委員のほうからお願いしたいと思います。

渡辺副主査 最初に大変初歩的な質問で恥ずかしいのですが、犯罪傾向が進んでいない受刑者といったときに、どういう受刑者を想定すればいいのか。法定刑でいうのか、罪名でいうのか、あるいは累犯除くとか、基本的には初犯とか、議論をする前提といいたいでしょうか、土俵をどこに置くかという観点でざっくりとしたところで結構ですので、どういう施設、あるいは受刑者を念頭に置けばいいのか、教えていただければと思います。

西田官房参事官 よくマスコミ等では、初犯とか累犯とかという言い方しますが、我々のほうでは、大きく2つ分けて、犯罪傾向が進んでいる者、進んでいない者という分け方をいたします。この犯罪傾向が進んでいる者というのは初犯である者もいるわけでございます。例えば少年時に少年院に入っていたとか、あるいは初犯だけでも暴力団の組員であるとか、そういったものというのはやはり犯罪傾向が進んでいる者というように判断をいたします。

犯罪傾向が進んでいないといった場合は、初めて施設収容される者、初めてでなくても3年とか5年とか、間があって収容される者でございます。総合的に今までの生育歴や、収容歴などを総合的に判断しますが、大半が、ほとんどが初めて施設に収容されるものだというふうに理解していただければと思います。

小幡主査 今のご質問は、これまでの美祿とかのPFI刑務所については、犯罪傾向の

進んでいないということでおやりになったということですよ。今度の刑事施設のもっと一般的な公共サービス改革法でやるというほうについてはどういうふうにお考えになっていらっしゃいますか。

西田官房参事官 実際に我々人間を扱っているものですから、いきなりいろんなことをやり始めると、どうしても被収容者側も管理する我々も不適應を起こすものですから、P F Iの施設が、犯罪傾向が進んでいない者ということをしたのはリスクが少なくて摩擦も少ないだろうということから始めました。

今回、公共サービス改革法のスキームを使わせていただく上でも、将来的には可能性は排除するわけではありませんが、施設別でそういった区切りをすれば、犯罪傾向の進んでいない者から始めることになろうかと思えます。ただ、今までは施設単位で外部委託をやってきたわけですが、これからは、業務ごとの民間委託も検討できるようになりますので、業務によっては犯罪傾向が進んでいる施設であっても、できる業務があれば、その場合は複数の施設で共通的にその業務を委託したいと。ある程度スケールメリットを見込んでそういったこともできるのではないかと考えております。

小幡主査 今の段階で、この公共サービス改革法を犯罪傾向の進んでいないのに限ると言ってしまうと、そういう施設だけではないので、将来、おそらく困りますので、そういう足かせではなくていろいろお考えいただくということですね。ただ、一緒に、すべての施設ということではまずはないと思えますので、恐らくは比較的P F Iと似たようなところを選びつつ、ただ、今おっしゃったように、いろいろ施設にも、混ざっているようなところもあったりしますから、様々な施設についての対応をお考えになるということではよろしいですか。

西田官房参事官 ちょっと補足してよろしいでしょうか。例えばこの近隣で申し上げますと、府中刑務所というところは、多分日本で一番収容人員が多くて、中に入っている受刑者もいろんな意味でリスクの高い者ばかりが入っているところなので、同じ業務を委託したときにトラブルがあったり、リスクがあったりする可能性が高いものですから、そういった意味で将来的に排除するつもりは全くありませんが、少しずつ必要性があって効率的であってということについて検証しつつ、対象施設を考えていきたいということでございます。

本庄専門委員 今のお話ですが、犯罪傾向が進んでいる者を収容する府中刑務所のような施設で、業務を委託するとした場合、現時点では例えばどのようなものが委託可能だとお考えでしょうか。

西田官房参事官 業務を委託する中に受刑者に接する、仕事はたくさんあるのですが、そういったものは犯罪傾向が進んでいる者を収容する施設では少し待ったほうがいいのではないかと考えています。

本庄専門委員 特に府中刑務所は累犯者が多い施設ですので、そういったところの受刑者に対して、教育処遇を施すというのは、特に重要なことではないかと思えます。ですが、

現状ではそういったことはほとんどされていないと認識しておりまして、それがもし可能になるのであれば、犯罪傾向が進んでいる施設も対象にすることによって、刑務所業務全体の質を向上させるということができることになり、望ましいのかなと思いました。

西田官房参事官 分かりました。1つだけ誤解を解いておきたいのですが、犯罪傾向が進んでいる者を収容する刑務所でも一応いろいろなアプローチはさせていただいてまして、なかなかそれが効果となって現れない部分がありますが、それなりに実施しておりますので、それは誤解ないようにお願いしたいと思います。

小幡主査 今回のやりとりを整理しますと、特区法の方では、犯罪傾向の進んでいる者を収容する施設でないことという要件がかかっているのですが、市場化テストに移行する場合は、必ずしもその要件はなく、むしろいろいろな施設で業務ごとに考えられるのではないかと考えてよろしいですか。

西田官房参事官 はい。

小幡主査 そうすると、新設に限らず既存の施設も対象とするということですか。

西田官房参事官 そうなります。

小幡主査 事業規模はどのくらいを、今の業務ということでなく、例えば施設ごとというところもあるのかもしれませんが、そのあたりどういうお考えでしょうか、委託額とか施設の数、委託人員とかについて、今の段階で結構です。

西田官房参事官 未だ予算措置が全く検討付きませんが、現在、先ほど説明で申し上げました1,336ポストで43億円という既定の予算がございます。これは現状を申し上げますと、単年度契約で、1つの施設で割り振りますと数ポストで、決して委託効果が現れていないのではないかと問題がございますので、当面この43億円の予算が効果的に使えるかということをおまじ検討させていただきたいと考えております。

内山専門委員 これまでのPFI刑務所の実績等についてお伺いしたいのですが、こちらの研究会の報告書を読ませていただいたのですが、まず受刑者に対するアンケート結果で、こちらのPFI刑務所がおおむねよいパフォーマンスを出しているというのはよくわかるのですが、食事に関しては、おそらく全国平均と比べると、こちらの美祿センターのほうがちょっと不満度が高いように思われますが、この点について何か、ひょっとすると、うがった見方をするとコストをカットするために食事についてのコストがカットされたということになってしまうのか、この点についてどうなのか。さらには一般的にこういった点について、今後対象を広げていくに当たって問題はないのかということが1つです。

もう一つ、自治体との関係を重視すべきだというお話がございましたが、これについては、ぱらぱら見ましたけど、国民の意識調査では、あまり批判的な意見は見当たらないということだったのですが、自治体とか近隣住民の意識のほうはどうなのか。こちら辺について何かもし情報があればお教えてください。とりあえず2点お願いいたします。

西田大臣官房参事官 まず具体的に食事の話を上げますと、実は美祿では、ある意味、食育も兼ねている部分がございます。夕食はあまり量を多くしないとか、あるいは

甘いものをあまり出さないとか、実は一番多い不満は何かと申しますと、甘いものが足りないということでございます。こういった非常に情緒的な話なのですが、実は刑務所というのは、食事とか入浴とか、最大の彼らの興味ですので、そういった面で不満が出てまいります。

それで、他の施設はどうしているかという、たくさん食べさせるというようなことが実は日本の行刑の伝統みたいなところがございます、副食は少なくとも主食を多く、腹に溜まるような食事をさせることをずっとやってきました。一般の施設というのはそういった文化が残っておりまして、甘いものが少ないというのは、美祿は特に女性が半分おりますので、甘いものをもっと食べたいのだと女性の方から不満が多くございます。カロリーとか、栄養量というのは、こちらでチェックしておりますし、季節ごとのそれなりの季節を感じさせるような物を食べさせることもこっちでコントロールしておりますので、そういった点で問題はないだろうと思います。

それから、あと地元の方の話なのですが、一般的にこういった施設へ行っても刑務所というのは嫌な施設でございます、出て行ってもらいたい。できれば来ないでもらいたいという施設なのですが、ここの美祿もそうですが、そういう点から言うと非常にそういった反対が少のうございます。それはいろいろ誘致をした事情がありまして、ほとんどの住民が、人口減に何とか歯止めをかけたいとか、地方交付税交付金を増額したいとかいろいろな理由があるのだらうと思うのですが、そういった意味では少ないです。

それで、実際に予定が狂ったとおっしゃっているのは、地元の事業主でして、商売される方はちょっと当てが外れたとっております。これは確かに地元で多く買うのですが、もっと買ってくれるんじゃないかというような希望があって、水一杯飲んだら、もう一杯飲みたいのと同じように、そんなこと不平不満はありますけれども、刑務所が来たからといって、今のところ地元はそういったことはございません。

吉野専門官 1点付け加えさせていただきますと、地域住民の方々に施設の運営開始前に内覧会ということで、美祿ですと1,000名近く、喜連川ですと2,000名以上の方に参観していただきましたし、また、矯正展ということで毎年地域の方々に交流するような場がございますが、そこにも1,000名を超える方々に来ていただいております、非常に理解していただいているのではないかと考えております。また、地元の議会、特に刑務所のことで問題とされているようなことは特に承っておりません。そういう意味では地域からの理解を得ているのではないかと考えております。

片山委員 先ほどのご説明で、職員の負担率が上がっていると言われましたが、これは結局被収容者が増えて職員の数が総じて増えてないということですよ。ですけど、普通は仕事が増えれば当然職員と予算は増えるんですけど、要求とかはされているのですか。それとも最初から要求されてないのですか。

西田官房参事官 私の説明が不十分だったかもしれませんが、詳しく申し上げますと、霞が関で多分純増で200人、300人と定員が増えているのは法務省だけでございま

して、その中の大部分は矯正局でございます。例えば本年度も 300 人弱の職員定員の純増がございました。ただ、民間委託とか P F I を使っておりますのは、基本的な考え方というのは、本来 600 人ぐらいの増員がいただきたいといったときに、やはり法務省としても自分なりに知恵を出して、汗を流して、民間委託できるところはして、増員の幅を圧縮なささいといった基本方針がありまして、P F I もやりましたし、民間委託もやりましたけれども、ここ数年間で 1,000 人近い、職員としての純増はいただいていると思います。

片山委員 そうなのですか。それから、先ほどちょっとご説明あったと思うのですが、例の派遣法との関係で、美祢だったですか、偽装請負ではないかということを描指されていませんか？

西田官房参事官 あれは神戸刑務所でございます。

片山委員 神戸刑務所ですか。

西田官房参事官 はい。

片山委員 それは何か是正か、もしくは誤解が解けたとか、解決したのですか。

西田官房参事官 去年の秋ぐらいだったと思うのですが、最初に新聞報道されたときに、すぐ全国を調べさせました。調べさせましたら、非常に情けない話なのですが、相当部分で偽装請負とされる、あるいはされそうな事例がたくさんございました。それがありましたものですから、年度途中なのですが、すべて契約を切り替えさせて契約を締結し直させました。新年度はすべて厚労省の都道府県労働局ですか、こちらから指導いただきまして、すべて勤務場所ですとか契約内容ですとか、これは新年度についてはすべて是正済みでございます。旧年度の分につきましても、3月にあと1カ月でございましたけれども、契約をし直しをしましてすべて解決をしております。

先ほど 1,336 ポストという言い方をしましたけれども、実際に民間委託であれば、そんなポスト数をいう話ではないわけです。ところが刑事施設というのは、例えば 80 人の受刑者がいる工場を見るのが 1 人で見ているとすると、これが半分の 40 人になったからといって 0.5 人にするわけにいかなくて、ポストという概念がすごく強くございます。ですから必ずこの施設には何ポストの職員が必要ですよということをやるものですから、それでポスト数を充てて、その部分を刑務官をコアな部分に充てたいということがあって、ポストということを言っているのですけれども、我々はそういった今までの印象が強くてポストで考えなければいけないことがあるものですから、どうしても偽装請負になりかねないような指示の仕方をしてしまいます。それがありますので、是正はしておりますが、引き続いていろいろ会議とかの場に注意喚起をさせてもらっております。

小幡主査 今の点、特に美祢などの P F I の場合は初めから施設ごと、新設ですから、事業者にも、創意工夫をしてやってもらって、タグをつけるとか、そういうやり方でやるので、ポストという感覚ではなく、この施設を維持運営するのに適切なやり方でやってくださいという言い方が比較的可能な部分だと思うのですが、今度既存の刑事施設を対象とするということになった場合、やはり限界といいいますか、今ポストというふうにお

っしかったのですが、どうしても運営のやり方の創意工夫という部分が減ってくるのではないかと。つまり民間事業者をお願いをして、民間事業者が自ら考えてより効率的に業務をやったださる様に、本来そのようにお願いして、条件、水準等を契約で決めてお願いするというのが本来の姿ですよ。

ただ、恐らく今のお話ではないですけど、やり方として、ポストで、実際上は何人張り付いてこれをやるようにと言ってしまうことになる。そういう状況というのが確かに起きかねないかと思うのですが、どうですか、そのあたり。既存のところであるということにかかわってですが。

西田官房参事官 受刑者も職員も不適應を起こしやすいものですから、ポストで切り分けにくい業務から始めればいいのかと考えます。例えば、給食業務は、受刑者が働いているところを刑務官が立ち会っているだけですが、全国で8万人が毎日4,200万円の材料費を使って食べているわけですから、これをいくつか施設をまとめれば、業務として民間事業者の方も知恵を出していただきやすくなるのではないかと思います。

民間事業者の方も知恵を出しやすく、当方も割り切りやすい業務から始めればよいのではないかと考えます。

小幡主査 そういうことであれば、比較的問題はないだろうと思いますが、給食だけというところとちょっと小さくなりますが、できる限り柔軟に、安全は大事ですけども、より効率的にできる業務というのを探っていただきたいと思います。先ほどの内山委員のお話にありましたが、要するに地元との理解というのに、美祿の場合は、新しい施設をつくって、そこでいろいろ地元に対しても共生というか、地元にとって利点でもある医療の部分とかありましたよね。それで、非常に理解が得られやすかったと思うのです。

今度は今既にある既存の刑務所について民間に委託するというようなことであると、そこら辺が地元の理解というのが、美祿とか浜田の新しい施設というのと違うものが出てくるように思うのですが、それはどのように考えられますか。

そもそも特区がなくなりますと、結局自治体の関与、特区の認定申請というのがなくなります。ですから法律的には自治体からの働きかけはないわけで、そこらあたりはどのようにお考えでしょうか。

西田官房参事官 全国に76庁ございますけれども、このうち3分の2ぐらいは実は僻地にございます。多分街中というところ3分の1はないぐらいだろうと思います。そういった意味で、まず民間委託をして、何か支障が生じるかということ、現在のところあまり考えてないです。

むしろ私どもがちょっと心配をするのは、もうちょっと先になるかと思いますが、ある程度受刑者に接する業務を民間委託するようになった場合に何かあったときの保険を我々がどう考えていくのかということの方が大事だろうと思っています。具体的にいいますと、別に民間委託したから暴動が起こったりするわけではないのですけれども、何か起こったとき、地元の警察とか、あるいは近隣の刑務所・拘置所からすぐ応援がとれるかと

か、どうしても外部委託しますと刑務官の数、率が減るわけですから、そういった点で何かの保険を掛けておくとか、いろんなことを考えておかなければいけないのではないかと考えています。

本庄専門委員 今回の地元との関係なのですが、ここで書かれているところでは経済的な面のメリットで、あとはリスクという面で地元負担をかけないということなのですが、地元の人が刑務所に理解を示し、むしろ刑務所の業務に協力をしてくれるといった面があるのではないかと。私、実は先日島根あさひ社会復帰促進センターに伺ったのですが、その際に地域の方とお話しすることができました。むしろ地域の方が積極的に施設に提案をされていて、例えば収容者と文通をすとか、そういった提案をされていた。

そういった地域の方がもしいるとすれば、それを活用していくということも、この地域との共生という理念の中に入ってくるのではないかと。むしろ既存の施設でもそういった動きを拡大することによって、例えば収容者の構外作業を拡大する可能性が高まるなどのメリットもあるかと思うのですが、そういったことをお考えかどうかお聞きしたいと思います。

西田官房参事官 私も刑務所長をやりましたけれども、全国の刑務所というのは、はっきり申しまして、地元の自治会とか町内会を一番大事にするのですね。2番目はお医者さんを大事にするのですけれども、そんなことがありして、今、委員がおっしゃったように、程度の差はあれ、相当の味方が地元にはおります。刑務所の後援会などの団体があったり、あるいは制度として篤志面接委員と申しまして、受刑者の精神的な煩悶を聞いてあげるとか、いろんな指導してやるとか、そんな組織もございます。先ほど申しました再犯防止とか、新しい要請がありますので、もっともっと地元と味方をつくっていききたいというふうには考えています。

それから、今、構外作業というのはどんどんなくなっております。一番の理由は職員がいないからなのですが、ほかに何かこれに代わるようなものが地元から協力いただけるようであれば、構外作業も続けていきたいというふうには思います。

小幡委員 地元はむしろ大丈夫だろうというようなお話でございますが、先ほど言われたような、万一のことがあったときのことをより考えなければという話ですが、それはもちろん用意なさるのは当然だと思いますが、民間にお願いしたからといって、本来的には、より脱走が多くなるとか、そういうことはないはずでして、そういう設定で契約もしていただくし、インセンティブでありますとか、逆にペナルティも課してやっていくというシステムですから、あまりそこを強調されまるとかえって地元も逆の対応もあり得ないこともないかもしれません。そこは公共サービス改革法で、公権力の行使に近いもの、恐らくPFIの特区で考えられたようなものについては、特定公共サービスにすることを考えられているわけですね。

そうであれば、かなりぎりぎりのところまではできるようになっているし、そういう周辺に対しての心配はないといったことで仕組むということによってやっていただかないと、逆に

あらぬ心配を駆り立てることにもなるかと思しますので、そのあたりは。

西田官房参事官 先ほど近隣の協力という話をしましたのは、逃走とか、そういうことよりも、むしろそんな危ない話ではなく、実は台風が来て電気が来なくなったとか、震災があつたりして水が確保できなくなったとか、そんな場合に国の職員がたくさんいて、近隣の施設からそういった処遇支援というか、それができないと困るという意味で申し上げました。

実は逃走とかというのははっきり言って、民間委託をしたからといってPFIの施設で心配しているかというとしておりません。過剰投資がもしれませんが、万全の対策を尽くしておりますので。

小幡主査 そうであれば、同じようなサービス、むしろ多分受刑者に対しては質がよくなるようなサービスができるように民間競争入札に出すということだろうと思しますので、それでよろしくお願ひしたいと思います。ちょっとお伺ひしたいのですが、美祿の場合、タグをつけるという話がありますが、我々のほうで、今度視察に行くのですが、あれは衣服につけるのですか。

西田官房参事官 彼らが着ております服につけます。外せるのではないかという話が必要なのですが、特殊な道具がないと外れません。それから、視察いただいたときに詳しく説明しますけれども、別の受刑者のタグを付けていたらどうするのだということも実はあるのですが、これも生体認証がございまして、それと一致しなければならぬとか、そういった工夫はできております。

小幡主査 ちょっと細かいことですが、モニタリング結果のところ、例えば美祿で施錠確認忘れというのがありますが、これは単に施錠がされているかどうかの確認を忘れたという話ですか。

吉野専門官 ドアは閉まっていたのですが、半ドアのような状態になっていたことを警備の方で把握したにもかかわらず、すぐ対処しなかったという事例でございます。

小幡主査 ほかにいかがですか、渡辺委員。

渡辺副主査 私は決してネガティブに申し上げるつもりはないのですが、せっかく競争していい制度にしていく上で、どういう競争者があらわれるのかというのは1つ重要なファクターだと思ひまして、先ほどのご説明でいろんな事業者がいて、十分な競争が起きるといふナレーティブなご説明はいただいたのですが、例えば給食であれば、確かに給食事業者というのはたくさんいるだろうということも一般的な知識としては持ち、それから、例えば教材を作成するというのは、入札の案件なんかからたくさんいるだろうというのは実際の例を見て感じているところはあるのですが、多分美祿とかのPFIの印象が強いので、私がもしかしたら誤解している部分があるかもしれないのですが、最新の機械警備というか、システムを導入というお話になると、日本でそれをできる事業者がどのくらいいるのだろうかということも、個人的によくわからないところがありまして、例えば極端な話、1社だとすると、そこしか受注しかできないことになってしまいますし、そ

ういう意味では既存の施設に入れるのか、入れないのかというのももちろんあると思いますが、多分そのあたりの具体的な受注をしてくれそうな、あるいは受注可能な事業者がどのくらいいるのかということも、別に今お答えいただく必要はないのですが、現実的な問題として概数でも教えていただきたいというのが1つあります。

済みません、もう一点、例えば機械警備の関係で申し上げますと、これはほかの入札案件で法務省がご関係しているわけではなかったのですが、何か機械の切り替えに契約の費用の数倍の切り替え費用がかかるというので、たしか対象から外された業務もあったんですね。そういう意味では、今、5年から7年という期間をいただいているのですが、それが適切な期間なのかどうかという議論と多分併せてだと思っておりますが、切り替え可能性というか、例えば教材とかだったら簡単に切り替えられると思っておりますが、そういう切り替えコストがかかるような業務があるとしたら、そういうのをチェックしておいて、それでも現実に切り替え可能かどうかということを考えておかないと、期間の設定のところで、後になって思い違いというのが出てくるといけないかなと思ったので申し上げます。

小幡主査 今のお話は設備投資がかなりあるとすれば、PFIの場合は長期ですからよろしいのですが、実際の参入障壁になるのではないかとということも含めての質問かと思いますが、いかがでしょうか。

西田官房参事官 2つ、今ご質問があったと思います。1つ目の機械警備の話ですが、今現在PFI4施設で参入しているのは2つの警備会社です。ただ、実は既存の施設も似たような形で総合警備システムというものを導入しておりまして数社電気メーカーが全国に参入しております。

そういった意味から言うと、今回もしそういった機械警備を導入するとした場合に参入するところは結構あるかと思っております。現在、先ほど申しました総合警備システムというのは、計画的に年次で更新しておりますので、その度に落札業者が変わっているところがあります。

それから、先ほど機械の切り替えの話も同じようなことがございまして、現在、既存の施設においても、数多くのモニターやカメラで監視することをしていただいておりますが、更新時に他の事業者のものに切り替わることもございます。

渡辺副主査 あんまり細かいことを今申し上げてもしょうがないかなという気はする反面、例えば私が個人の自宅で警備会社なり何なりに警備システムを頼むときでも、切り替えるときに前のものを外してそのまますっぱり入らないとか、あとどのレベルの警備施設を念頭に置くのかによって選択肢がすごい広がったり、狭まったりというのがどうも実態ではないかと思うんですね。ですから多分割とプリミティブな、同じ機械、「機械」といっても多分プリミティブなものであれば裾野は広がるでしょうし、PFIの最先端をいくようなものであれば、多分そこがだんだん狭まっていくという関係にあると思うので、いちがいにいいとか、悪いとかということではなくて、業務の切り分けとか、施設の切り分け

とか、そういうときに実際に参入可能な業者がどのくらいいるのかということと、本当に切り替えコストがかからないでできるような設備なのかというのをある程度具体的に見ていただかざるを得ないと思うのですね。

ですから別に今結論と申し上げているわけではないのですが、ぜひ、そういう観点を見ていただいて、単純に数が多ければというより、具体的に参入可能で、例えば地域の切り分けによっても、そういうところにアフターサービスというか、何かあったときにすぐ人を走らせるデポを持っているところかどうかとか、多分そういうところが本当に受注可能な人たちがいるかどうか。競争が起きるだけの数があるかどうかということに関係すると思うので、ぜひそのあたりの具体的な設備なり、必要な付随サービスなりも併せて考えていただけたらと思います。

小幡主査 今回の刑務所もモニターとかあるというお話でしたが、それはその施設として国がつけているということですね。そうするともし今後監視業務をお願いするとすれば、その設備は一たんやめて、その方々にモニターなども新たに設置してもらってといった感覚でしょうか。ちょっと細かいことで、まだ決まっていないかもしれませんが。

西田官房参事官 当然性能発注するわけですので、新たな警備システムを導入するといった提案があって、今までよりももっといい警備ができ、コスト面から見ても利点があるのであれば、当然切り替えるということがあろうかと思えます。

刑務所というのは、少年院も鑑別所も同じですが、病院と学校、そのようなものが一緒になった施設でございますので、相当数の設備・備品があります。朝起きてから夜寝るまで、24時間彼らが生活するための設備・備品がありますので、もっとこんな工夫、あんな工夫ができるということになれば、当然それを対象業務とするといったことは将来的に考えられるのではないかと思います。

小幡主査 出し方次第ですけれども、そういう形で民間のよい提案が出てきて、創意工夫が活かされるような形で競争入札できれば一番よろしいかと思えますね。

荒川専門委員 今回の質問に関連する部分がありますが、1年半のPFIでのご経験の中で、実感として質が向上したと。民間に委託してよかったと定量的にとらえられなければ定性的でもいいかと思うのですけれども、こういう点は本当によくなったなど。御省の立場で認識されている点はどのような点がありますでしょうか。

西田官房参事官 多分に個人的な印象になりますが、最初からPFIの施設に携わってきて実感するのは、今まで情緒的に先輩が後輩に教えてきたような部分がたくさんある業務についてマニュアルができて、この仕事はこんなふうにするとか、こうしなければいけないとか、要求水準を整理したことが、個人的には最大の成果だと思います。今まではそういったことを考えもしないで、先輩が後輩に教えてきて、ごくコアな部分だけいろんな規則で決めていただけたので、これが非常に良かったと思っております。

荒川専門委員 その意味では、先ほどの官民役割分担のポンチ絵がありますが、ああいうところも整理されたということもそれに含めてということでございますか。

西田大臣官房参事官 はい。

荒川専門委員 わかりました。

本庄専門委員 済みません、2点お伺いしたいことがございます。1点目は、先ほどお話に出ました偽装請負にならないよというお話なのですが、確かに給食業務のようなものであれば、そういった枠組みをとりやすいかと思うのですが、とりわけ公権力行使にかかわるところの補助的な事実行為を民間に出すという枠組みをとったときに、どうしても個別に指揮命令というのが出てくる場面というのが避けられないのではないかと。とりわけ受刑者に接触する警備の場面ですね。警備業務については官民で組織的にやる必要があるということだと、どうしてもそこが偽装請負にならないようにすることが、実際どこまでできるのかという点で少し疑問なところがございます。既存の施設で是正されたということなのですが、既存施設は公権力にかかわらないところの問題です。ですので、公権力の行使に関わる部分をどのように考えられているのかというのが1点お伺いしたいことです。

もう一点ですが、例えば民間に出したほうが良い業務ということで、教材の作成などということを挙げられました。仮にですが、教材の作成は民間に出したほうがコストも安いし質も良いものができるということになった場合、やろうと思えば全国的にその業務はすべて民間にという選択肢もあり得るかと思えます。そうした場合に、法務省の中で、教材を作成するなどの業務は一切やなくなるということになると、長期的に法務省として処遇力を維持することが難しくなってくるという場面もあるようにも思うのですが、そのあたりについて、どのようにお考えかということについて教えていただきたいと思えます。

吉野専門官 まず1点目のご質問についてですが、公権力行使の業務を行う実際の現場で、指揮監督のようなことが起こり得るのではないかと、そういう場合の対処として、特区法の中で規定いたしましたのが、あらかじめ業務の実施の基準を刑事施設の長が定めて、それに従わなかったときに、場合によっては職員の交代も含めた指示ができると。それは所長から事業者へという名の下に行うことになっておりますが、そういう規定を関係省庁とも協議した上で規定しました。しかし、それが実際の場面で活用でき得る規定なのかどうかという点は、再度検討してみたいと思えます。

西田官房参事官 それから、教材という話がございましたけれども、民間からいただくノウハウも教材ですし、テレビを見るのも教材ですし、本も教材です。そういった意味で、たくさん教材というのはあった方がいいわけで、Aという受刑者に対して、これとこれとこれの教材があったとしても、Bという受刑者は違う教材を使うべきになるわけですから、そういった意味で教材というのは選択肢がたくさんあった方が、受刑者の処遇プログラムを多様化する意味ではいいわけですから、それについて、どんどん民間の方、非営利団体の方から提言してもらってはやってもらえばいいと思えます。

それで処遇力が低下する、しないという話になると、やはり国しかできない教材の作り方もございます。彼らは24時間見ているわけですから、施設内の専門家は、彼らに毎日

いろんな意味でアプローチしているわけですから、それで両方あって選択肢が増えて最適な各個人の個別的な処遇をする場合に一番いい教材の選択肢がとられるのではないかと思いますので、そういった意味では、教材としていただくのは、全国でもらうのはそれはそれでいいと思います。ただ、施設によって、さっき言いました犯罪傾向も違いますし、進路、問題性の所在も違います。ですから各施設、各個人によって、いろんな教材の取捨選択しなければいけませんので、そういった意味から言うと、国の職員の処遇力が落ちると思いませんか、落としてはいけないと思いますので、そういった意味ではこっちも民間事業者に負けないだけの努力をしないといけないと思っています。

荒川専門委員 先ほどの点と関連する論点なのですが、設備とか施設に関して、もうちょっと大きい話で、刑務所のハコモノそれ自体なのですが、PFI刑務所の場合には、まさに業務を、公権力の行使のところを委託できる部分とできない部分に切り分けたところが、今回の非常に大事な点だと思うのですが、PFI刑務所の場合にはハコモノをつくる段階から業務の切り分けということを前提にしてつくったわけですね。

今度、市場化テスト導入ということになりますと、そういうことを前提とせずに既存の施設に業務の切り分けというものを持ち込むことになるわけですが、そこで純粋に質問なのですが、そういった既存の施設でこのような業務の切り分けというのはうまく機能するのでしょうか。言いかえれば、何か特殊なハコモノの構造みたいなものと業務の切り分けというのは関連してこないのでしょうかということなのですが。

吉野専門官 美祢と島根あさひにつきましては、施設の設計から民間が携わっており効率的な警備という観点でつくられた建物になっております。

それに対しまして喜連川と播磨は、これは補正予算で国の設計でつくった建物でございます。従来型の刑務所と同じ構造の施設でございます。その両施設につきましても、民間の方で、その施設を使って更に効率的・効果的な警備ができる工夫をしておりますので、建物ができまして何年かたっている施設でも、今よりも効果を上げるような工夫というのはできるのではないかと考えております。

実際に私どもの研究会の方でも、関東近郊の刑事施設に大手の警備会社の方々に実地で調査をしていただきまして、そういった創意工夫を発揮できる余地があるといったようなご回答をいただいております。

小幡主査 よろしいでしょうか。そうしますと、下の2つは既存の施設の維持運営の部分にPFIの委託を入れたということですから、既存の施設について、今回これからやろうとしているのは比較的それと類似した感じになりますか。

西田大臣官房参事官 はい。

小幡主査 そうしますと、特にこちらの方での今までの状況を勘案しながらいろいろな設計をされるということが、既に実績があるということであれば、やりやすいのかと思いますが、先ほど教材についても全国でとか、そういうお話もございましたが、できるだけ効率的な仕組みづくりが大事だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。ち

よっと1点だけ最後に確認ですが、特定公共サービスにする部分は、先ほどもちょっと伺いましたが、PFIのポンチ絵の部分、大体委託可能と言っている部分とほぼ同じでしょうか、もう少し増やすとか、そうすることはあまりお考えになっていませんか。

西田大臣官房参事官 はい。

小幡主査 そうですか。そこも、先ほどの2つ下の部分の現状をよくごらんになって、やり方として、もう少しここまでは入れられるかとか、そういうこともひょっとしたらあるかと思しますので、そこらあたりもよくご検討いただきたいと思います。

片山委員、何か、よろしいですか。

片山委員 ええ。

小幡主査 それでは大分長時間になりましたが、本議題につきましては、引き続き本分科会として検討を続けていきたいと考えておりますので、法務省におかれましても、本日出されました各委員からの意見を踏まえながらより検討を進めていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

(法務省矯正局関係者 退室)

小幡主査 それでは、最後の議題になりますが、一般庁舎の管理・運営業務への官民競争入札等導入の検討について、事務局よりまず説明をしていただきたいと思います。

(渡辺副主査退室)

事務局 資料3をごらんください。一般庁舎の管理・運営業務につきまして説明をします。

この業務につきましては、昨年末の基本方針におきまして、一般庁舎、ここも永田町合同庁舎でございますが、いわゆる役所のビルにつきまして、その管理・運営業務について市場化テストの対象として官民又は民間の競争入札にかけたらどうかということで検討を開始したところでございますが、前回5月に一度この分科会でその検討状況のご報告を申し上げます、その際にさらなる検討ということで事務的に折衝し各省の考え方をよく伺うようにというような話をいただきましたので、今回この資料の3番のところにありますように、事務折衝の状況と今後当面の間、どのような形で検討を行っていくかということについてご報告を差し上げたいと思います。

3番の部分をごらんください。事務折衝を夏の期間に行いまして、各府省を事務的に呼びする形でご意見を伺ったということでございます。大体大きく3つほど議論をいたしましてご意見を賜っております。

3番の1つ目の「 」ですが、本庁舎について、これは主にセキュリティの高い庁舎であるという理由をもって、極めて慎重なご意見が多かったと。本庁舎についてはなるべくやりたくないというようなお話がございました。

2つ目の「 」でございますが、特殊な業務、これは例えば防衛省といったところが代表格、その他、首相官邸などといったところになるかと思うのですが、そこについては、

今の段階で検討するのではなくて、ほかのところを見て考えたいということで、ほとんど反対に近いご意見がありました。

その他、一般の庁舎、例えば、いわゆる霞が関ではない、少し周りにあるような出先のようなところ、ここについてはもう少し前向きでございまして、検討してみたいと。ただし、その際、下のほうで主な意見でいくつか挙げておりますけれども、最近、特に東京地区でございますが、庁舎の移転計画などがございまして、ここは空き地をつくって売却するとか、合同庁舎化をして様々分かれている庁舎を1つにまとめるといったことをここ数年続けてきておりますので、その状況も見ながら検討していきたいというようなところが非常に多くございました。

大体今のような3つほどご意見をいただいております。

これを踏まえまして、今後の検討の方針としてどのようなことが考えられるかといったものを事務局のほうでまとめたものが4番ということになります。

4番を順に説明したいと思いますけれども、まず、本庁舎についてのご意見でございますが、ここについては、先ほどセキュリティの確保ですとか、ここは大臣もいらっしゃるということで、要人の警護なども多いというような事情もございまして、まずは各省との事務折衝は続けさせていただきたいと考えております。

その一方で、業務委託時に必要となる災害対応やセキュリティ対応、こういったものを確保するための方策については、最近PFIなども出てきておりますので、そういった先事例をまず研究するなどによって、さらに検討を進めていきたいと考えております。

その次のところ(2)、本庁舎以外のところですが、これはいわゆる霞が関にあっても本庁舎以外の別館ですとか、外庁の庁舎といったものもございまして、いわゆる霞が関以外の出先庁舎というのが対象なのですが、ここにつきましては、先ほどのようなセキュリティの観点ですとか、災害対応の観点は少し必要性が薄れてくるであろうということもございまして、一歩進んだ形で各府省からさらに庁舎の規模ですとか、実際に廃止、移転があるとすればいつ頃なのかといったことに対して詳細な情報を聴取をいたしまして、その庁舎の事業規模ですとか、切り出すことができそうな事業内容、さらにこれは先ほどの移転計画との絡みもありますけれども、実施期間が確保できるかといったことなどについて、具体的にもう少し検討していきたいということを考えております。

さらに(3)のところでございますが、こういった検討の参考にするために、現在各府省、おそらくばらばらと個別事業ごとに民間委託をされておるかと思うのですが、もう少し細かく、どこを今官がやっていて、どこを民に委託をしているのかといったところを詳細に調査して、できる限り大きく業務を切り出せるような形で検討したいと考えております。

これらにつきましては、(4)のところでございますが、また、ここの分科会に報告をしまして、そこでまた議論をいただきたいというように考えております。

最後でございますが、特殊な業務を行っている防衛ですとか官邸のようなところですが、

そういったところは少し検討の順序を後ろにいたしまして、ほかのところの議論を踏まえながら再度検討を行っていきたいというように考えておるところでございます。

以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。一般庁舎の管理・運營業務について、ただいま説明ありましたが、大体今の事務折衝での状況を踏まえて今後どうしていくかということでございますが、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞ、片山委員。

片山委員 こういうときに必ず横並びにしなければという意識がありますよね。だから後回しにしようかということになると思うんです。しかし、私は、この問題では必ずしも横並びは考えなくていいのではないかと思うのです。例えば首相官邸の管理を委託するということは多分ないんだと思うんですよ。横並びにしようとする意識の根底には、各省がきっと嫌がることだから、みんなで痛みを分かち合ってもらおうという発想がありますよね。だから発想がそもそもネガティブなのだと思うのです。嫌がることだという先入観がある。

そもそもこれをやろうというのはいいことだからやりましょうということですよ。効率がよくなるとか、管理の質がよくなるとか、コストが下がるとか、いいことだったら、ある省だけやったとか、それでもいいわけですよ。失礼だけど、皆さんも、受けるほうも、嫌なことだけど、がまんして受けようね、という発想になっているようで、そこは意識を変えられたほうがいいのではないかという気がするのですけれども。

事務局 その点につきましては、まず永田町の合同庁舎ですが、まず隗より始めよというのでしょうか、ここは我々まず率先してやろうということで、今ちょうど実施要項の議論をしております、来年から民間競争入札でやるということにしております。

あともう一点、各府省、どうしても人員計画もあるかと思えますし、移転・建替計画もありまして、文科省などPFIという選択をして前向きにやろうというようなところが出てきておりますので、我々としては、確かに嫌がる役所はたくさんございますけれども、一部風穴が今あいてきているような状況でございますので、そこを突破口にしてどんどんやっていけたらなというようなことを考えております。

確かに今委員がおっしゃったような形で、各省が横並びを見ているという事情もあると考えます。ただ、一方で人員計画とか、庁舎の移転計画などでだんだん背に腹をかえられない役所も出てきておりますので、そこをまず我々は一生懸命探して、そこを広げていくような形でやっていきたいと考えています。

小幡主査 嫌がるというのはおかしいので、率先して本当は取り組んでいただきたいのです。官邸のようなところは特別だとしても、ただ、大臣がいるからというのは、必ずしもやらないという理由にならないと思えますので、通常の庁舎であれば、できないという理由はないと思えます。ほかにいかがでしょうか。内山専門委員。

内山専門委員 必ずこの話になると、今、小幡先生もおっしゃったように、大臣がいる

から、セキュリティが大変だということをにしきの御旗のように言うのですが、じゃ民間の建物がセキュリティを考えてないかということ、そんなことなく、逆にむしろ霞が関の役所よりも民間のほうが進んでいるところはたくさんあるわけですよね。民間がやるからだめなんだということは全く論拠にならないと思います。その点を説得的に向こうに説明するために、民間でこれだけセキュリティをやっているのだという、これを導入すれば、今よりもっといいぞというぐらいのことを説明していただけるといいのではないかと思います。

片山委員 私は体験的に、昔、自治省におりましたときに、人事院ビルを建て替える際、そこを立ち退いてJTビルに入居していたのですよね。民間ビルに入っていたのですけれど、実に質はいいんですよ、人事院ビルにいたときよりも。だから、これだなと思いましたね。庁舎管理が楽ですよ。それから質が高いですよ。専門家がいますから。役所の警備というか、管理というのは、全然専門家じゃないんですよ。素人ともいいませんけど、そんな専門性ないですよ。だからこういう仕組みがとれるよ、貸しビルに入らなくても自前のビルでもこんな仕組みがとれるよという話になったら、私なんかむしろ合理的な考え方をすれば、率先して仲間に入れてくださいという行動が起きてても不思議ではないと思うのですが、どうも最初から横並びみたいなんで、みんながすくんで、うちだけ先に出て、とられるのはやめようとか、そういう発想が霞が関にあるので、そこはむしろ、ここがやられるならそれがいいですから、こんなよくなったよと見せびらかしてあげるような、そういう仕組みにされたらいいんじゃないでしょうか。

小幡委員 今回の片山委員の言われたことは、まさに各省に投げていただいたらよいですね。建替えるときに貸しビルにみな入りますよね。そこでやられていくのですよね。

片山委員 文科省もそうですし、自治省もそうだったんですけど。

小幡委員 ぜひ今のご発言を、民間でできない理由はほぼないと思いますので。強いて言うと、既にかなり民間委託を個別にしている、實際上それほどの人員がなくて、包括的にやったところで大した効率性アップにならないというようなことを言うかもしれないのですが、多分今実感として片山委員が言われたように、まさにプロのような方に包括的に任せたいほうが、恐らく質もよくなるしということはあると思いますので、ぜひそういう方向で強く進めていただきたいと思いますのですが、この点はよろしいでしょうか。

今、事務局から説明がありましたような方向で、さらに各省と折衝していただく。場合によっては、こちらでヒアリングもあり得るということで進めていただきたいと思います。

それでは時間となりましたので、本日の施設・研修等分科会はこれで終了とさせていただきます。美祢のほうへの施設見学も予定されていますので、行かれる委員の方々、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、これで終了させていただきます。きょうはありがとうございました。